附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十二年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令

施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

表新潟県の項中「北魚沼郡　川口町」を削り、同表長崎県の項市町村名の欄中「小値賀町　江迎町　鹿町町」を「小値賀町」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条第五項の規定に基づき、健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号（表面）中「平成22年」を「平成23年」に改める。

様式第十六号㈥中「平成21年」を「平成23年」に改める。

様式第十七号㈣中「平成22年」を「平成23年」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　基本方針（第二条）

第三章　設備及び運営に関する基準（第三条―第三十三条）

第四章　都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第三十四条―第三十九条）

附則

第一章　総則

第一条の次に次の章名を付する。

第二章　基本方針

第二条の次に次の章名を付する。

第三章　設備及び運営に関する基準

第三十三条の次に次の章名及び六条を加える。

第四章　都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第三十四条　前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、都道府県知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（入所定員）

第三十五条　都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。

（設備の基準）

第三十六条　都市型軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての都市型軽費老人ホームの建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって入所者に提供するサービスに支障がないときは設備の一部を、調理業務の全部を委託する場合等にあっては第六号の調理室を設けないことができる。

一　居室

二　食堂

三　浴室

四　洗面所